

平成29年度川崎市介護保険住宅改修受領委任払い

取扱事業者集団指導講習会

次第

日時 平成29年9月21日（木）

14:00～16:00

場所 川崎市役所第4庁舎2階ホール

1 開会

2 あいさつ 健康福祉局長寿社会部介護保険課長 田村 慎一郎

3 講習内容

(1) 介護保険住宅改修制度の適正な利用のために . . . 資料1

(2) 住宅改修費の算定上の留意事項について . . . 資料2

(3) 申請書類の注意点について . . . 資料3

(4) 介護保険の対象となる住宅改修の取扱いについて . . . 資料4

～休憩～

(5) ・住宅改修に関する事例について . . . 資料5-1

・川崎市に申請のあった不適切な事例 . . . 資料5-2

(6) 介護保険住宅改修における実地調査について . . . 資料6

(7) 平成30年度介護報酬改定について . . . 資料7

(8) その他の連絡事項について

4 閉会

(事務局 健康福祉局長寿社会部介護保険課)

介護保険住宅改修制度の適正な利用のために

1 介護保険制度における住宅改修費給付の基本的な考え方

在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとならざるを得ない。

(平成 10 年 8 月 24 日開催「第 14 回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会」から抜粋)

以上のことから、高齢者の自立支援のために効果が期待できるものについてのみ対象となり、また、金額についても、必要最低限の改修に通常要する費用を勘案し、住宅改修費の支給基準限度額は 20 万円、保険給付の額は 18 万円（2 割負担の場合は 16 万円）に設定されています。

2 住宅改修の適正な利用のために配慮すべきポイント

(1) 工事の必要性

単なるリフォーム工事ではなく、介護保険制度を利用するため、ケアマネジャー、事業者、それぞれが専門的な観点から、優先順位等を勘案し住宅改修の内容を検討します。

(2) 利用者への説明

他介護保険サービスと同様、制度利用にあたり、ケアマネジャー、事業者は十分に利用者に対して説明を行います。

利用者が希望しても、高齢者の自立を支援する観点から、必要性が低いものについては、現時点では無理に改修する必要性がないことを説明します。

(3) 適正価格

限度額は一律 20 万円であるため、利用者の心身体状況の変化に合わせた追加の改修にも対応できるよう、価格は適正なものとなるよう取り組む。(複数の事業者から見積りを取るなど)

※川崎市ホームページに「住宅改修施工業者を選ぶ際のチェックリスト」を掲載しています。よりよいサービス事業者を選ぶためのリストであるため、事業所の体制整備に御活用ください。

トップページ>くらし・手続き>福祉・介護>高齢者・介護保険>介護保険制度>ダウンロード>給付金の請求をしたいとき>住宅改修費の請求(自宅のバリアフリー改修をする場合)>「介護保険制度の住宅改修サービス事業者を選ぶ際のチェックリスト」

3 根拠

(1) ケアマネジャー（川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の考え方(7) 指定居宅介護支援の具体的取扱方針③及び②から抜粋)

(③継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)

居宅サービス計画の作成又は変更に当たり、継続的な支援という観点に立ち、指定居宅サービス等の提供が行われるようにすることが必要であり、支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長するようなことがあってはならない。

(②福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映等)

介護保険法第45条に定める住宅改修を居宅サービス計画に位置付ける場合にあつては、当該計画に住宅改修が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて、住宅改修を行う者（施工業者）と改修の必要性を検討した上で、利用者が居宅介護住宅改修費を受領できるよう必要な援助を行わなければならない、住宅改修が必要な理由書については、担当する介護支援専門員が記載しなければならない。

(2) 事業者（第2号様式確約書「受領委任事業者が遵守すべき事項」から抜粋)

2 住宅改修等を行う被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修等を行うよう努めること。

3 住宅改修等を行うに当たっては、川崎市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

4 住宅改修の視点と流れ

(1) 利用者及び家族の生活全体の把握

(2) 生活動線（動作）の確認

現在・過去の生活動線（動作）を把握し、これからの生活動線の検討・提案を行います。本人も家族も高齢になり今までできたことができなくなるにつれ、現在の生活動線を再構築しています。しかし、身体状況が改善すると普通の生活がしたいとの希望がでてきます。それを踏まえ、これからの生活をよりよいものとするために専門的な立場から「これからの生活動線」を提案します。

(3) 本人・家族の希望の確認

(4) 後片付けや配置換え及び福祉用具の視点を必ず持つ

①住み方の工夫

居室を変更したり、後片付けをしたり、ベッドや家具の配置換えを検討します。

②福祉用具の利用

住宅改修と福祉用具のセットで検討します。同じ段差の解消でも福祉用具による解消、住宅改修による解消等方法が複数ある場合があります。

(5) 介護者の確認

(6) 本人・家族の方針の確認

(7) 改修規模と費用の確認

住宅改修費の算定上の留意事項について

1 設計及び積算の費用

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用は、実際に住宅改修が行われた場合には住宅改修の費用として取り扱います。実際に住宅改修が行われなかった場合や住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用については住宅改修費の支給対象外です。

2 新築の場合

住宅を新築する場合は、住宅改修とは認められないので住宅改修費の支給対象とはなりません。

3 増改築の場合

新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対象とはなりませんが、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り替える場合等は、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象となります。

4 住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われた場合

住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出し、工事費内訳書に算出方法を明示してください。

5 被保険者又は家族が住宅改修を行った場合

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費が住宅改修費の支給対象になります。

この場合「住宅改修に要した費用に係る領収証」は、材料を販売した者が発行したものです。これに添付する工事費内訳書として、使用した材料の内訳を記載した書類を本人又は家族等が作成してください。

なお、この場合であっても、事前申請時、事後申請時に必要な書類は業者が改修を行った場合と変更はありません。材料の購入は、事前申請の承認を受けた後にしてください。

6 一つの住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用

一つの住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用については、住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとで行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことが必要です。

ただし、一つの住宅において同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合には、当該住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行ってください。

したがって、例えば被保険者が2人いる場合に、各自の専用の居室の床材の変更を同時に行ったときは、各自が自らの居室に係る住宅改修費の支給申請を行います。共有の居室において床材の変更を行ったときは、一つの工事箇所につき一人が支給申請を行うこととなります。

7 負担割合の基準日について

平成27年8月施行の制度改正のうち、一定以上の所得のある方の利用者負担割合の見直しについて、住宅改修も負担割合の判定の対象となりました。

住宅改修費支給については「領収書記載日」を基準日として住宅改修の負担割合の判定を行います。混乱が生じないよう、事業所におかれましては住宅改修完成日と領収書記載日が、負担割合変更前と変更後で月をまたいだ日付となることのないよう御配慮ください。

また、不適切な給付を避けるため、以下のような場合には、必ずしも領収書記載日で適用しない場合があります。

- ① 事前申請日より前の領収書記載日であるもの。
- ② 認定有効期間外の領収書記載日であるもの。
- ③ 改修先住所に転居する前、または改修先住所から転居後の領収書記載日であるもの。
- ④ 完成日から3ヶ月以上前または3ヶ月以上後の領収書記載日であるもの。

※平成30年度の介護報酬改定により、平成30年8月1日から2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合は3割になります。詳しくは、別紙「平成30年度介護報酬改定について」を御覧ください。

1 理由書

(1) 理由書の位置づけ

理由書は、在宅サービスにおけるケアプランに該当します。この理由書によって、どのような住宅改修を行うかが決まります。そのため、申請書類の中でも特に重要な書類となります。

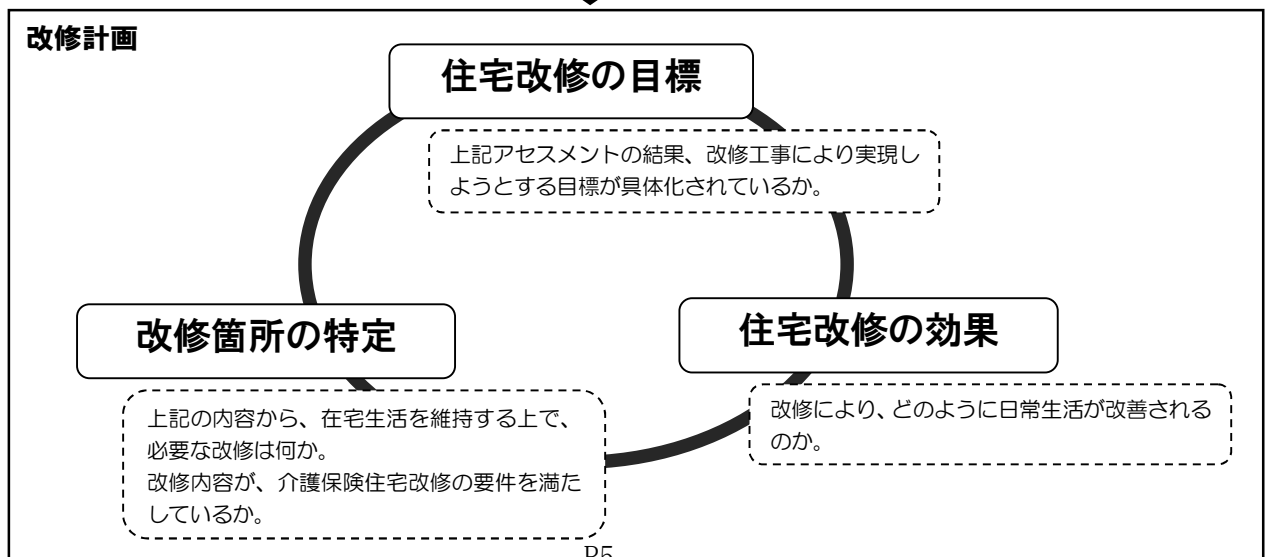
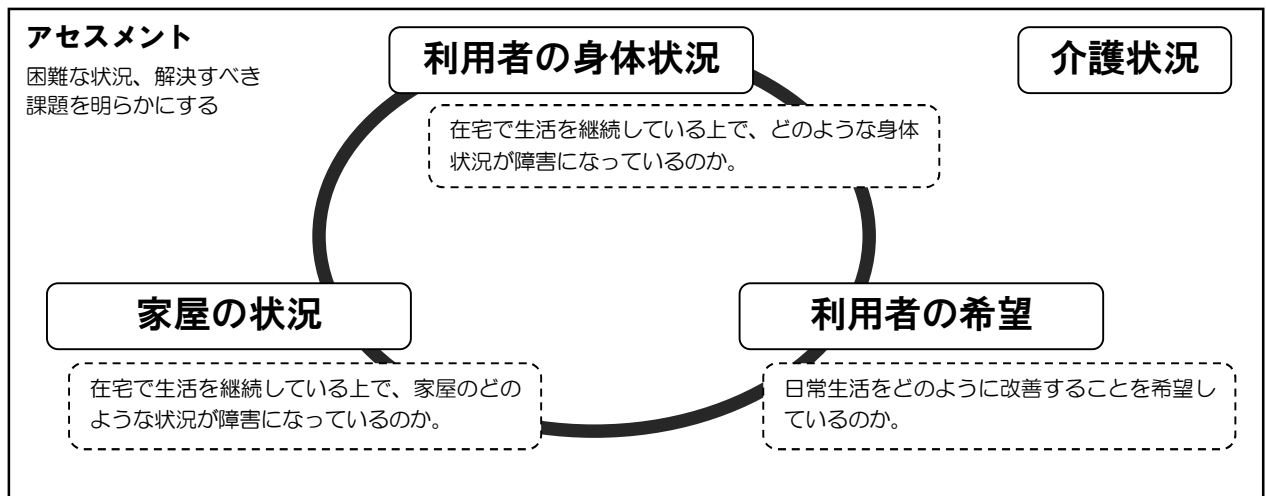
(2) 理由書の作成者

理由書作成者は、担当の介護支援専門員（介護予防サービスを利用の場合は地域包括支援センターの介護予防ケアプラン作成担当者）とされています。介護（介護予防）サービスを利用していない方は、介護支援専門員や地域包括支援センター、福祉住環境コーディネーター2級以上の方、理学療法士、作業療法士が理由書を作成することができます。

(3) 理由書の見方

理由書は、下図のようにアセスメント部分と計画部分に大きく分けられます。必要な内容（下図点線枠）が記載されているのは当然として、以下のポイントに留意してください。

- ①身体状況、家屋の問題点が明確か
- ②身体状況と比較して、改修の内容は適切か
- ③改修により問題は解決されるのか
- ④日常生活上、必要なものか
- ⑤保険制度の趣旨を逸脱していないか



2 見積書

(1) 改修箇所ごとに切り分ける（見積書サンプルを参照）

住宅改修の見積書の場合、改修箇所別に必要性を審査するため、改修内容を箇所別に分けて作成してください。具体的には、同じ浴室に手すりを2本取り付ける場合、浴室手すりとしてまとめて計上するのではなく、1本ずつ部材費、取付費を分けて作成します。

また、部屋名・工事部分・工事の名称・工事の内容（仕様・長さ・面積等）・単価・数量・金額・品番・メーカー名を明記し、工事規模の内容が明確にわかるものを作成してください。

・「～工事一式」は不可です。

・保険給付対象外の工事費用が含まれている場合には、保険給付対象工事費用と対象外工事費用を明確に区別して記入したものがが必要です。

(2) 部材の使用量

使用する部材数は適切に見積書に計上してください。特に階段手すりや1回の改修工事で多くの手すりを取り付ける場合に部材数が過剰に計上しているケースが見られます。

【事例】部材費の水増し（階段手すり）

ブラケットの使用数は8個であるはずなのに、8セット（16個）を見積書に計上。

⇒事業者への指摘後、4セット（8個）に修正。

(3) 取付費

取付費を、相場と比べて高い金額で計上しているケースが見られます。

【事例】高額な取付費（階段手すり）

取付費60,480円その他、養生費17,220円を見積に計上（合計77,700円）。

取付費が通常より高額であり、また、複数の事業者の見積書と比較したところ、階段手すりの設置には養生を普通用いることはなく、使用しても毛布等敷く程度でそのために費用を請求しないことを確認しました。

⇒養生費を含めた水増し分の取付費を減額。

(4) 諸経費

諸経費は、工事金額全体の10%とするのが一般的です。諸経費が一般的な水準より高額な場合、理由を確認します。通常より部材費の値引率が高い等、合理的な理由がなければ、金額修正の検討を依頼します。

ただし、事業者によっては、最低諸経費を設定しているケースもあり、小額な改修工事の場合、諸経費が10%を超えることがあります。この場合は修正まで求めることはありません。

【事例】高額な諸経費

諸経費を工事金額（約45万円）の15%計上。

⇒事業者を確認したところ、部材費を安く提供し、取付費も抑えているため、一律15%の諸経費を計上しているとのこと。実際、部材費は定価より一律40%の値引で計上、取付費も平均的な水準を下回っていたため、提出見積書どおり受理。

(5) 運搬費・養生費・処分費の計上

運搬費の内訳は、ガソリン代や搬入費と考えられます。しかし、リフォーム工事と異なり、住宅改修は、手すり取付工事等、小規模な工事が中心であり、そのような経費を別途計上することは認められません。ただし、運搬の負担が通常より大きくなることが想定される大規模な工事の場合には、事例ごとに適否を判断します。

養生費についても同様の取扱いとします。

また、扉・便器等の交換に係る処分費で、工事を行う際に付帯して必要となる場合は処分費として計上できますが、部材を包んでいた箱や発泡スチロール等については、処分費として別途計上することはできません。

【事例】高額な諸経費、運搬費、養生費

「諸経費」以外に「運搬費」「養生費」を計上し、合計すると諸経費相当分が工事金額合計の25%に達していた。

⇒「運搬費」「養生費」は、介護保険の場合、諸経費の中に含むのが一般的であること等を説明。

3 写真・図面

(1) 改修箇所が確認できる写真

写真は、改修を行う場所や位置が分かるものを添付してください。段差等が問題になっている場合は、設置個所のみではなく、当該障害など周囲の状況が分かる写真も添付してください。

また、手すりの設置箇所に物が置いたまま撮影した写真や家具等が邪魔になり全体が写っていない写真を添付するケースがありますが、障害物を撤去して撮影するようお願いいたします。

事後申請の際に提出する写真については、取り付け位置や数量、使用した部材の確認等を行いますので、「どこに取り付けてあるか」「どのような部材を使用しているか」全てを確認できるように撮影してください。

【事例】改修箇所が分からない写真

理由書：段差があるため、トイレや居室の入口に手すりを付けたい。

写真：至近距離から撮影した写真なのでどの部屋の写真か判別できず、段差の様子も写っていない。

図面：どの程度の段差なのか記載がない。

⇒理由書に記載されている内容に則した写真・図面を添付してください。

(2) 写真の日付

日付が写っていない写真を添付するケースが多く見られますが、必ず日付が写り込んでいる写真を添付してください。カメラに日付機能がない場合には黒板や紙等に日付を記入し、工事箇所に置いて写真撮影をしてください。

(3) 途中経過が確認できる写真

壁の補強が必要な工事は、途中経過の写真がないと部材や数量の確認ができないため、必ず添付してください。

(4) 必要な生活空間を記載（動線確認）

家屋内の移動を目的として、特に廊下等に手すりを設置する場合、利用者の生活動線を把握できるように、廊下だけでなく居室を記載する必要があります。

【事例】 図面の不備

理由書：伝い歩きであるため、寝室からトイレまでの動線上の廊下に手すりを付けたい。

図面：廊下だけで、寝室の記載がない

⇒動線を確認できるように図面に寝室を記載

(5) 取付位置の確認（動線上、矛盾はないか等）

利用者の身体状況、家屋内の状況から、手すり等の設置位置が適切か確認してください。

(例1) 動線上の矛盾

理由書：伝い歩きであるため、寝室からトイレまでの動線上の廊下に手すりを付けたい。

図面：寝室からトイレまでの動線とは関係のない場所に手すりを設置。

(例2) 身体状況の矛盾

理由書：右半身に麻痺があり、トイレからの立ち上がりに苦勞しており、安全に立ち上がり動作を行えるよう手すりを設置したい。

図面：トイレの右側にL字手すりを設置。

身体状況から、理由書は左側の壁に設置するよう必要性が書かれているが、その理由書と事業者が作成した図面が一致しない。

4 介護保険住宅改修費等受領委任払いに係る委任状

受領委任払い制度を利用する場合に必ず委任状が必要になります。計算間違いや負担割合の相違による代理受領見込額の誤りが見受けられるため、事前に利用者の負担割合証を確認するなど正確な金額を記入してください。

5 領収書

- 必ず「被保険者氏名」を記入してください。（名字のみや上様等は不可、介護保険の住宅改修費は被保険者が行った場合に支給されます。）
- 原則、申請書類として提出していただく領収書は原本とします。ただし、本人が原本の所持を希望している場合は、窓口に原本とコピーの領収書両方を提示してください。
- 住宅改修にかかった費用は、住宅改修対象外の金額が含まれている場合、内訳書で対象金額が分類されていれば可能です。自己負担額（1割・2割分）が分かるようにしてください。
- 被保険者の家族自ら行う場合には、材料ごとに購入金額が明記されているものに限り、（給付の対象となるものは材料費のみとなります。）
- 「但し」の欄には、「介護保険住宅改修費として」や「介護保険住宅改修〇〇工事」などと記載してください。

6 内訳書

部屋名・工事部分・工事の名称・工事の内容（仕様・長さ・面積等）・単価・数量・金額・品番・メーカー名を明記し、工事規模の内容が明確に分かるものとします。

受領委任払い制度利用の場合は、負担割合に応じて9割分または8割分の金額も分かるよう明記してください。

- 「～工事一式」は不可です。
- 工事の着工日と完成日を必ず記載してください。
- 必要に応じて図面を添付してください。
- 保険給付対象外の工事費用が含まれている場合には、保険給付対象工事費用と対象外工事費用を明確に区別して記入してください。

※住宅改修費の申請に必要な書類や手続きの流れについては、川崎市ホームページ掲載の「介護保険住宅改修のご案内」を御覧ください。

川崎市トップページ>くらし・手続き>福祉・介護>高齢者・介護保険>介護保険制度>ダウンロード>給付金の請求をしたいとき>住宅改修費の請求（自宅のバリアフリー改修をする場合）

見積書サンプル

部屋名	住宅改修の種類	名称	内容(仕様)	単価	数量		金額	対象部分		備考 (算出根拠等)
								数量	金額	
浴室	手すりの取付	手すり①	浴室用L型手すり 縦500×横500 カワサキ製BR-36	〇〇	〇	m	〇〇〇〇	〇	〇〇〇〇	
		部材費	PT座付エルボ カワサキ製BS-40	△△	△	個	△△△△	△	△△△△	
		部材費	PTコーナーエルボ カワサキ製BS-41	〇〇	〇	個	〇〇〇〇	〇	〇〇〇〇	
		取付費		□□	□	式	□□□□	□	□□□□	
		小計					××××			
	手すりの取付	手すり②	浴室用縦型手すり 長さ600 サイワイ製BR-36	〇〇	〇	m	〇〇〇〇	〇	〇〇〇〇	
		部材費	PT座付エルボ サイワイ製BS-40	△△	△	個	△△△△	△	△△△△	
		取付費		□□	□	式	□□□□	□	□□□□	
		小計					××××			
トイレ	手すりの取付	手すり③	浴室用L型手すり 縦500×横500 カワサキ製BR-36	〇〇	〇	m	〇〇〇〇	〇	〇〇〇〇	
		部材費	PT座付エルボ カワサキ製BS-40	△△	△	個	△△△△	△	△△△△	
		部材費	PTコーナーエルボ カワサキ製BS-41	〇〇	〇	個	〇〇〇〇	〇	〇〇〇〇	
		取付費		□□	□	式	□□□□	□	□□□□	
		小計					××××			
		合計					△△△△		□□□□	

介護保険の対象となる住宅改修の取扱いについて

住宅改修

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類（平成 12 年 1 月 31 日 老企第 34 号）

(1) 手すりの取付け

住宅改修告示第一号に掲げる「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関、玄関からの道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

なお、貸与告示第七項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。

(2) 段差の解消

住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

ただし、貸与告示第八項に掲げる「スロープ」又は購入告示第三項第五号に掲げる「浴室内のこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

住宅改修告示第三号に掲げる「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」とは、具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

(4) 引き戸等への扉の取替え

住宅改修告示第四号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

住宅改修告示第五号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定される。

ただし、購入告示第一項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。

さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

その他住宅改修告示第一号から第五号までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられる。

①手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

②段差の解消

浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

③床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

④扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

⑤便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)、便器の取替えに伴う床材の変更

住宅改修に関する事例について

事例 #1

～利用者の退院を前提とした住宅改修～

《質問》

利用者は自宅内の廊下で段差につまずき転倒し骨折。現在入院している。

退院の見込みが立ち、自宅での生活に戻ることを予定しているが、下肢筋力の低下により再度転倒の恐れがある。自宅での生活の不安を解消するために、生活動線上の段差を解消したいとの希望あり。

このようなケースで、退院前に住宅改修の工事を行うことは可能か。

《回答》

介護保険の住宅改修は「居宅」サービスであるため、たとえ退院を前提にしても入院中は住宅改修費を支給することはできません。

ただし、退院に先立って住環境を整えるために、入院中に住宅改修を行うことは可能です。

このようなケースでは、通常の申請と同じように各区役所高齢・障害課・各地区健康福祉ステーションに事前申請を行い、住宅改修承認通知が発行されるのを待って住宅改修を行ってください。

事後申請については、利用者が退院・在宅生活に戻ったことを確認した後に行ってください。住宅改修費については、事後申請にて利用者の退院を確認した後に支給します。この際、転院や死亡等の理由で利用者が在宅に戻らなかった場合は、住宅改修の対象となりません。

また、退院の目途が立たず、事後申請を行えない場合は各区役所高齢・障害課・各地区健康福祉ステーション介護給付担当まで御連絡ください。

《類似ケース》

※1 施設からの退所の場合も同様です。なお、施設に入所している要介護者が居宅へ一時的に戻るような場合（外泊等）には住宅改修の対象となりません。

※2 新規認定申請・区分変更申請中の利用者宅を改修する場合も同様の手順を踏みます。この場合、事後申請については、認定結果が出たことを確認した後に行ってください。この際、認定結果が非該当となった場合や、認定申請を途中で取り下げた場合は住宅改修の対象となりません。

なお、区分変更申請中または更新認定申請中の対象者の施工が、現在ある認定の有効期間中に行われた場合は認定結果が出る前でも事後申請は可能です。

事例 #2

～やむを得ない事情により改修内容の変更が必要になった場合～

《質問》

手すりの取付け工事の改修内容で事前申請を行い、承認通知も発行されている。改修当日、壁の強度が不足していることが初めて判明したため、補強版の取付けが必要になった。

このように事前申請で提出した見積書に計上されている改修内容を一部変更して行うことは可能か。

《回答》

安易な変更については不支給という取扱いになりますが、予測し得なかった強度の不足等、見積り段階では予測しえなかった事情により、工事の内容をやむを得ず一部変更する場合には、理由書との整合性を確認するために、担当ケアマネジャーに確認の上、各区役所高齢・障害課・各地区健康福祉ステーション介護給付担当に御相談ください。

状況を確認の上、当初の改修目的を達成するために必要であると判断できる場合には住宅改修の対象となります。

なお、この場合には、工事内容を変更した理由について、書面等での説明が必要となります。住宅改修工事内容変更届出書を作成し、各区役所高齢・障害課・各地区健康福祉ステーション介護給付担当に提出してください。

近年提出された理由の中で「発注ミスによる金額の変更等」の記載が見受けられます。この場合は、やむを得ない事情とは認められません。事前申請の際に適正な見積りとなるよう努めてください。

注意！！

住宅改修の内容を変更する必要がある場合には、改修を行う前に必ず各区役所高齢・障害課・各地区健康福祉ステーション介護給付担当まで電話等で対応について御相談ください。

事例 #3

～見積書にない工事を追加で行った場合～

《質問》

居室からトイレまでの廊下に、移動用の手すりを取付ける工事の改修内容で事前申請を行った。改修当日、利用者の希望により、玄関まで延長して欲しいとの希望があり、手すりを追加で設置した。

区役所に連絡する時間がなかったため、事後申請の際に追加部分の図面・内訳書等を添付して提出する予定。

このように事前申請で提出した見積書に計上されていない工事を、追加で行うことは可能か。

《回答》

利用者の希望による変更であったとしても、このような場合は住宅改修の対象となりません。

あくまでも事前申請の提出書類に記載されている改修内容の承認を行っているので、改修内容を安易に追加することは認められません。

したがって、追加で改修が必要になった場合は、改修する前に別の改修工事として事前申請から手続きを行う必要があります。

《類似ケース》

※1 改修当日、利用者の希望により、使用部材・改修費用に変更はないが、手すりの取付け位置や向きを変更する場合は、担当ケアマネジャーに確認の上、各区役所高齢・障害課・各地区健康福祉ステーション介護給付担当に御相談ください。

住宅改修は、ケアマネジャー等が作成した理由書を根拠に行われるものですので、利用者の希望による変更でも、理由書に記載されていない目的での改修工事を無断で行った場合、住宅改修の対象となりません。

注意！！

介護保険における住宅改修は、公的な支援です。したがって、その支援を受けるためには本人の希望の他に、その必要性について客観的な判断が必要となります。

客観的な判断を行う役割を果たしているのがケアマネジャーです。

住宅改修の内容を変更する必要がある場合には、改修を行う前に必ず各区役所高齢・障害課・各地区健康福祉ステーション介護給付担当まで電話等で対応について御相談ください。

事例 #4

～住宅改修で想定していない目的のための改修～

《質問》

利用者・家族より畳敷きの寝室にベッドを設置するために床面をフローリング化したいとの希望あり。

このような目的で床材の変更を行うことは可能か。

《回答》

床材の変更は、「滑りの防止及び移動の円滑化等」という目的で行われる場合に支給対象となります。

したがって、ベッドの設置のためのフローリング化は認められません。

住宅改修は改修種類ごとに目的が定められています。改修の目的が異なると住宅改修の対象とはなりません。

《住宅改修の目的》

手すりの取付け	転倒予防もしくは移動、移乗動作の補助。
段差の解消	段差をスロープにするだけではなく、既存のスロープや階段を緩やかにする工事によって、利用者の移動動作の際の危険の軽減、動作の補助。
床又は通路面の材料の変更	床材を滑りにくいものや、平滑なものにすることによる滑りの防止、移動の円滑化。
扉の取替え	利用者の身体状況に合わせた、開き戸から引き戸への取替え。 扉全体の交換のほか、ドアノブの変更や戸車の設置等の工事も含まれる。
便器の取替え	立ち座り動作を容易にするための、和式便器から洋式便器への取替え。 便器の位置や向きを変えることにより動作や介護を容易にする工事も含まれる。

事例 #5

～住宅改修に必要な付帯工事について～

《質問》

和式便器から洋式便器の取替えに伴い、給排水設備工事が必要となった。
また、洗浄機能付便器に取り替えるために電気配線工事も併せて行う予定。
これらの工事は住宅改修の対象となるか。

《回答》

給排水設備工事については、この工事を行わないと、取替えた便器の機能を果たさなくなってしまう。

このように、住宅改修の目的を達成するために必要な工事は、付帯工事として住宅改修の対象となります。

電気配線工事については、洗浄機能に付帯して必要となる工事です。しかし、洗浄機能は住宅改修の改修種類には該当せず、あくまでも便器の付属品として考えます。

したがって、住宅改修の対象となりません。

整理

付帯工事は、住宅改修の本体の工事目的を達成するために必要な場合のみ住宅改修の対象となります。

《付帯工事の具体例》

- ・手すりを取付けるための壁の下地の補強
- ・床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備
- ・扉を引き戸に取替える場合に必要な壁や柱の改修

事例 #6

～川崎市に転入する場合の住宅改修について～

《質問》

他市町村から川崎市に転入する場合で、事後申請のときに川崎市の被保険者であれば、事前申請のときに川崎市の被保険者でなくても住宅改修を行うことは可能か。

《回答》

介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅について行うものであり、被保険者証記載の住所と一致していることが原則です。しかし、転入後の住宅（新築の場合を除く）について予め改修しておくことが必要な場合、必ず事前に各区役所高齢・障害課・各地区健康福祉ステーション介護給付担当に相談の上、事前申請を行い、住宅改修承認通知が発行されるのを待って住宅改修を行ってください。

事後申請については、転居後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えないものとします。この際、結果的に転入しなかった場合は、住宅改修の対象となりません。

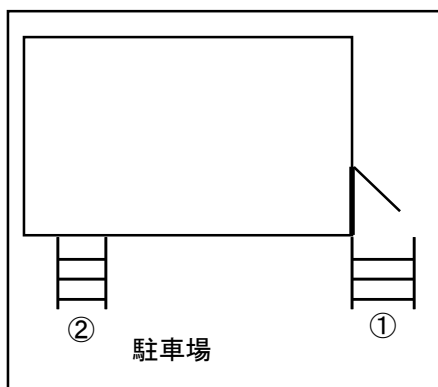
また、区間転居についても同じ取扱いとします。

川崎市に申請のあった不適切な事例

(1) 過剰な改修工事

住宅改修は、利用者が自宅で日常生活を継続するうえで必要であり、かつ比較的小規模なものとしていますが、心身の状況、住宅の状況から見て必要以上の改修工事を計画したケース。

【例1】外出するための外手すりを2箇所に設置しようとした事例



- ① 玄関から外出するために外手すりを設置
- ② 庭に面した窓から駐車場に通じる外階段に手すりを設置

普段の外出には①の外階段を使用。

車に乗っての外出には②の外階段を使用。

①と②の手すりを合わせて改修費用は20万円を超える。

〈問題点〉

- ・ 日常生活に必要な手すりは①であり、心身の状況、住宅の状況から①と②の両方に手すりを設置しなければならない理由が理由書に記載されていない。
- ・ ①の外階段だけでも駐車場まで行くことはできるのではないか。
- ・ 庭に面した窓からの出入は、日常的とは言えないのではないか。
- ・ 今後、家屋内の改修の必要性も生じる可能性があるが、外手すりだけで全額使い切ってよいのか。

【例2】軽度者に対する事例

要支援1にもかかわらず手すりを多数設置し、20万円の限度額をすべて使い切る申請を繰り返し行ったケース。

〈問題点〉

- ・ 心身の状況から、一度に20万円の限度額を使い切る必要性があるのかどうか。
- ・ 今後、家屋内の改修の必要性も生じる可能性があるが、手すりだけで全額使い切ってよいのか。

※住宅改修費には公費が投入されるうえ、対象金額は、20万円に限られています。利用者にとって、本当に必要な工事なのか、よく検討してください。

また、利用者の心身の状況が変化していくことも考えられます。現時点で、必要性の低い改修工事や家族の要望をそのまま改修内容に位置づけることは適切ではありません。

(2) 住宅改修の対象とならない改修工事

住宅改修の種類は、報酬告示で定められています。ただし、告示に該当する工事であっても住宅改修工事として認められないケースもあります。例えば、趣味、季節行事、個人的嗜好（こだわり）に関するもの等、日常生活上、必要な範囲を超えたものについては、住宅改修の対象となりません。

【例1】日常生活上、必要な範囲を超える事例

- 庭の手入れのために屋外に手すりを設置する改修工事。庭の手入れは、本人にとって習慣であり、リハビリ目的も兼ねている。
- 2階建て家屋で、普段は1階で生活。2階にある季節の洋服を出し入れするため、年に数回利用する階段に手すり設置する改修工事。

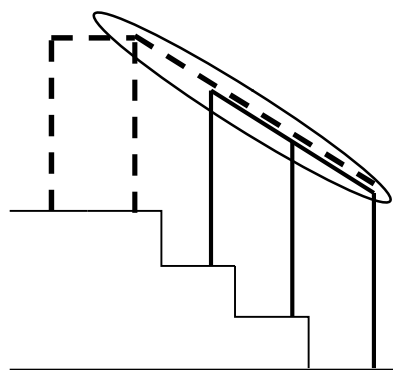
〈問題点〉

- 住宅改修は「日常生活上、必要なもの」を対象とするが、上記の事例は、日常生活上必要な範囲とは言えない。庭の手入れは本人にとっては習慣かもしれないが、それを行わなくても日常生活に支障は生じないこと、リハビリ目的となると日常生活上の支援とは異なってくると判断される。
- 年に数回しか利用しない手すりは「日常生活上、必要なもの」の範囲とは言えない。

(3) 利用者の意見に振り回された改修工事

住宅改修はリフォーム工事ではありません。そのため、介護保険制度の範囲を超えた利用者の要望を考慮することはできません。

【例1】追加で玄関ポーチに手すりを設置しようとした事例



- ①最初の工事では、玄関ポーチに手すりの柱穴を開けたくないという、利用者の要望により階段2段目まで手すりを設置。
- ②その後、3段目にあたるポーチまで手すりがないとやはり不便ということで、点線部を追加申請。
- ③追加工事に伴い、既設手すり部分の取替えも申請。

〈問題点〉

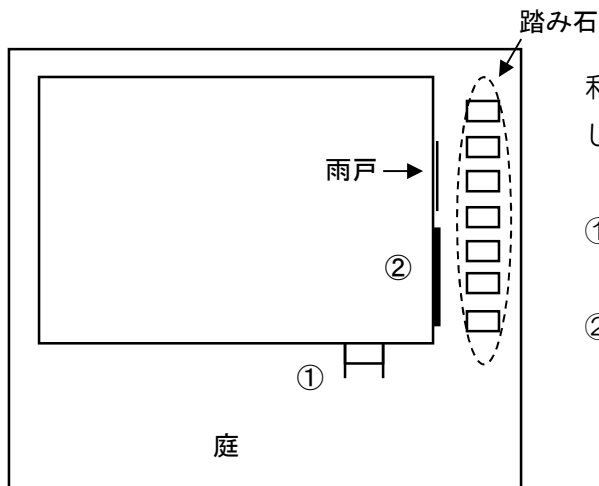
- 利用者の「都合」により、必要な工事が行われなかった。その結果、前回の工事の一部（手すり部分）が無駄になってしまう。

※住宅改修のアセスメントにおいて、利用者の要望は考慮される必要がありますが、それはあくまで「日常生活上の自立」等介護保険制度の趣旨に沿って行われる必要があります。利用者の「都合」による安易な改修工事は適切ではありません。

(4) 不自然な改修工事

住宅改修の報酬告示に該当する工事であっても、心身の状況、家屋の状況に加え、住宅改修の目的に合理性がなければなりません。

【例1】雨戸を外から開閉するため踏み台と外手すりを設置しようとした事例



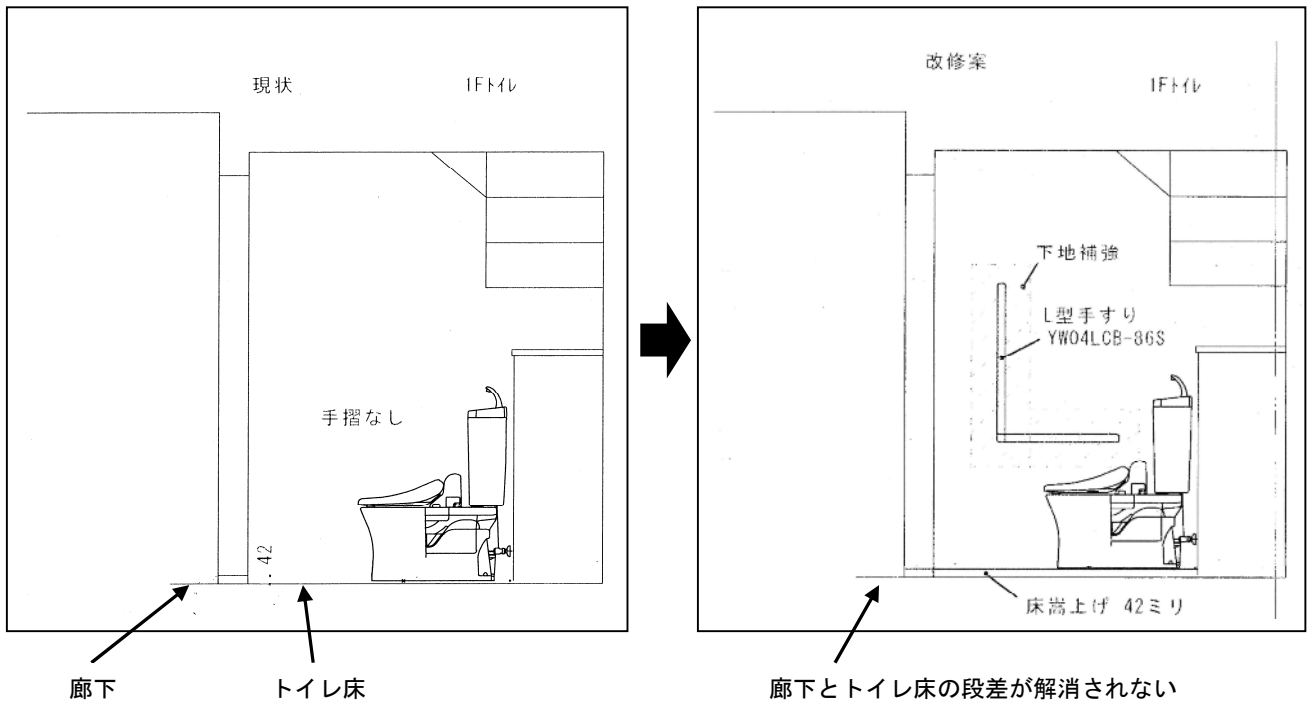
利用者は要介護2、杖歩行。外から雨戸の開閉をしている。

- ① 雨戸を開閉するため、はきだし窓から庭に出るが段差があるため手すり付き踏み台を設置
- ② 雨戸への移動、開閉するときに体を支えるため横手すりを設置

〈問題点〉

- ・通常、雨戸は家の内側から開閉するものであり、それをわざわざ外から開閉しなければならない理由が理由書に記載されていない。
- ・雨戸の開閉を外から行っているのであれば、雨の日等、天候の悪い日はどうしているのか疑問がある。
- ・杖歩行の要介護者が、踏み石（段差）がある通路を歩いて雨戸の位置まで移動するリスクをきちんと検討したのか。
- ・杖歩行の要介護者が、雨戸の位置まで移動できたとしても、雨戸を日常的に開閉できるのか。

【例2】問題が解消されない事例



利用者は要介護2。加齢による筋力低下あり。歩行不安定、すり足歩行。少しの段差でもつまずきあり。

トイレの出入りの際につまずきを解消するため、トイレの床をかさ上げする。

〈問題点〉

- 敷居の高さに合わせてトイレの床をかさ上げしても、廊下とトイレの段差は解消されない。
- 段差の解消であれば、敷居を取り除けば解決する。

介護保険住宅改修における実地調査について

1 目的

介護保険制度における「介護給付適正化」は、利用者の心身の状況に合った適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることにより、制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な制度構築に資するものとされます。

介護給付適正化事業は、介護保険法第115条の45第3項第1号において、地域支援事業に位置付けられ、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」「介護給付費通知」が主要5事業とされます。

平成26年度からは、「住宅改修等の点検」の中で、従来から行われている事前調査等に加え、建築に関する専門的知識を有する者（専門調査員）と川崎市職員が、申請者の居宅を訪問し、実地調査を行うことにより、「住宅改修」の適正化をさらに推進することとしています。

2 調査内容

住宅改修の対象となる改修工事について、申請内容等に関する調査、住宅改修の給付内容の評価、改修内容についての助言・指導等を行います。

3 調査の流れ

(1) 事前申請書類の受理

(2) 日程調整

川崎市職員が、利用者に説明し、同意書を受理した上で、利用者、住宅改修施工事業者、担当ケアマネジャー、専門調査員との日程を調整します。

(3) 実地調査

関係者立会いのもと、申請内容との整合性を確認し、改修内容が適正か調査します。

(4) 給付内容の評価

ア 実施した調査についての内容評価

イ 必要に応じて助言・指導等の実施

(5) 住宅改修承認決定通知書の送付

※事前申請から支給までの全体流れについては、川崎市ホームページに掲載している「住宅改修費支給までの流れ（受領委任払い制度を利用した場合）」をご確認ください。

4 対象の選定方法

平成29年7月7日老介発0707第1号「介護給付適正化の計画策定に関する指針について」の中で、「住宅改修の点検については、改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるもの、提出書類や写真からは現状が分かりにくいケース等を特に留意すること。」とされていることから、川崎市においても、上記指針をふまえて実地調査が必要と判断した事案を対象とします。

5 事業者に対する質問・検査等

介護保険法第45条第8項、同法第57条8項の規定により、住宅改修の支給に関して必要あると認めるときは、住宅改修を行う者又は住宅改修を行った者に対して、報告、帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、関係者への出頭を求め、又は事業所へ立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができることとされていますので、川崎市から実地調査が必要と判断された事案については、速やかに対応してください。

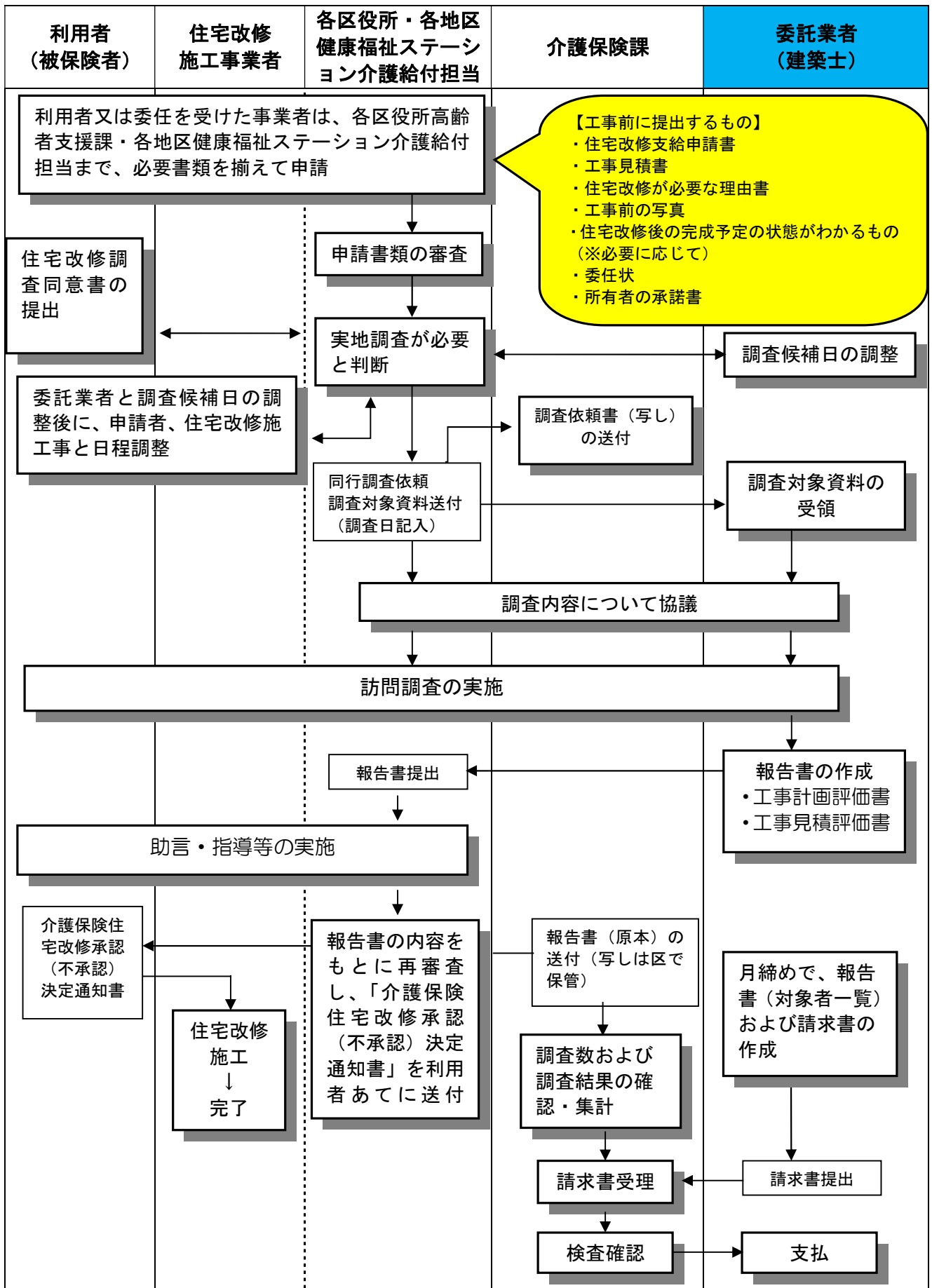
6 調査の時期

調査の時期については、事前申請後（工事前）を基本としますが、住宅改修が完了後、確認が必要と判断した場合は、その改修内容、金額等についての評価も対象とします。

7 実地調査に要する期間

事前申請書類が提出されてから、書類審査で実地調査を行うケースと判断し、実地調査に入り、審査結果を通知するまでの期間は約1カ月程度です。（実地調査を行う場合は、書類のみでは審査を行うことができないケース等も含まれるため、書類の再提出を含め、約1カ月程度を見込んでいますが、ケースによって所要期間は変動します。）

介護保険住宅改修調査実施の流れ



平成30年度介護報酬改定について

介護報酬は3年に一度改正され、平成30年度は改正年度です。現在、厚生労働省の介護給付費分科会等により、改正内容が議論され、具体的な介護報酬改定案は1月に提示される予定です。

今後の動向は、厚生労働省トップページ（ホーム）→政策について→分野別の政策一覧→福祉・介護→介護・高齢者福祉→関連審議会・検討会等→介護給付費分科会または介護保険部会をご確認ください。

また、川崎市ホームページでも介護給付費分科会等の資料抜粋を随時掲載予定です。

川崎市トップページ→暮らし・手続き →福祉・介護 →高齢者・介護保険 →介護保険制度 →事業者入口 →介護保険制度関連情報→介護保険法改正情報

平成29年7月3日（月）開催の全国介護保険課長会議の資料もホームページに載せています。福祉用具・住宅改修については、以下に資料の抜粋を掲載しています。

（1）福祉用具貸与

- ・国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握。当該商品の全国平均貸与価格を公表
 - ・貸与事業者（福祉用具専門相談員）は、福祉用具を貸与する際、当該福祉用具の全国平均貸与価格と、その貸与事業者の貸与価格の両方を利用者に説明。また、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示。（複数商品の提示は30年4月施行）
 - ・適切な貸与価格を確保するため、貸与価格に上限を設定
- ※貸与価格の上限は商品ごとに設定する（当該商品の全国平均貸与価格＋1標準偏差）。

（2）住宅改修

- ・事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を、国が示す。
- ・複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、利用者に対する説明を促進
- ・建築の専門職や理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター、その他住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く横展開

（3）平成29年度介護保険制度の改正等に関するFAQ（平成29年7月3日(月)全国介護保険担当課長会議資料抜粋）

質問	回答	担当課
【福祉用具関係】		
①福祉用具専門相談員においては、貸与しようとする商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明するほか、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することが義務化されるが、これらの見直しに伴い、新たに福祉用具貸与計画書のひな形を示す予定はあるのか。	今回の見直し内容を踏まえた福祉用具貸与計画書のひな形については、今年度の老人保健健康増進等事業を活用し、平成30年4月の施行までにお示しする予定です。	老健局高齢者支援課
②貸与事業者は、設定される貸与価格の上限を超えて貸与し、利用者から差額分を徴収することは認められるのか。	今回の制度見直しに当たっては、貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格で貸与する観点から、貸与価格自体に上限を設けることとしており、商品ごとに設定された上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の取扱いとなります。	老健局高齢者支援課
③制度施行後、新たに保険給付の対象となった商品について、全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定はどのように取り扱うのか。	新たに保険給付の対象となった商品についても、貸与実績を踏まえ、貸与価格の上限設定等を行うこととしています。	老健局高齢者支援課

【住宅改修関係】		
①複数の住宅改修事業者から見積りを取るよう、ケアマネジャーが利用者に対し説明するといった取組を進めるとのことだが、これは一律義務化されるのか。	可能な限り、複数の事業者から見積りを取るよう、説明いただきたい。なお、一律に義務を課すことは事務負担が過大であるとの意見（介護保険制度の見直しに関する意見）を踏まえたものです。	老健局高齢者支援課
②保険者の取組の好事例を国が広く紹介していくということだが、具体的にどのように取り組んでいくのか。	住宅改修に関し、建築や福祉の専門職が適切に関与しているなど、保険者の取組の好事例については、今年度の老人保健健康増進等事業において実際の取組状況を調査し、その把握・整理等を行う予定です。	老健局高齢者支援課
③「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。	居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更（改修）についても認められます。	老健局高齢者支援課

(4) その他

- ・現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。ただし、月額44,400円の負担の上限あり。【平成30年8月施行】

【利用者負担割合】		【対象者数】																																	
	負担割合	3割負担となり、負担増となる者：約12万人(全体の約3%)																																	
年金収入等 340万円以上 (※1)	2割 ⇒ 3割	<p>現行制度の2割負担者：45万人</p> <p>受給者全体：496万人</p>																																	
年金収入等 280万円以上 (※2)	2割	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>在宅サービス</th> <th>施設・居住系</th> <th>特養</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者数(実績)</td> <td>360</td> <td>136</td> <td>56</td> <td>496</td> </tr> <tr> <td>3割負担(推計)</td> <td>約13</td> <td>約4</td> <td>約1</td> <td>約16</td> </tr> <tr> <td>うち負担増(対受給者数)</td> <td>約11(3%)</td> <td>約1(1%)</td> <td>約0.0(0.0%)</td> <td>約12(3%)</td> </tr> <tr> <td>2割負担(実績)</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>1割負担(実績)</td> <td>325</td> <td>126</td> <td>54</td> <td>451</td> </tr> </tbody> </table>					在宅サービス	施設・居住系	特養	合計	受給者数(実績)	360	136	56	496	3割負担(推計)	約13	約4	約1	約16	うち負担増(対受給者数)	約11(3%)	約1(1%)	約0.0(0.0%)	約12(3%)	2割負担(実績)	35	10	2	45	1割負担(実績)	325	126	54	451
	在宅サービス	施設・居住系	特養	合計																															
受給者数(実績)	360	136	56	496																															
3割負担(推計)	約13	約4	約1	約16																															
うち負担増(対受給者数)	約11(3%)	約1(1%)	約0.0(0.0%)	約12(3%)																															
2割負担(実績)	35	10	2	45																															
1割負担(実績)	325	126	54	451																															
年金収入等 280万円未満	1割	<p>(単位:万人)</p> <p>※介護保険事業状況報告(平成28年4月月報)</p> <p>※特養入所者の一般的な費用額の2割相当分は、既に44,400円の上限に当たっているため、3割負担となっても、負担増となる方はほとんどいない。</p>																																	
<p>※1 具体的な基準は政令事項。現時点では、「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額)220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上)」とすることを想定。⇒単身で年金収入のみの場合344万円以上に相当</p> <p>※2 「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合346万円以上)」⇒単身で年金収入のみの場合280万円以上に相当</p>																																			

(平成29年4月26日(水)第137回社会保障審議会介護給付費分科会資料抜粋)

川崎市介護保険課からの連絡事項について

1 メール配信サービス登録のお願い

川崎市では、介護保険制度運営等に関する様々な情報を、全てメール配信にてお知らせしています。メール配信サービスについて、未登録の事業所については、次の方法で必ず登録をお願いいたします。

【かわさきメール配信サービス】

川崎市ホームページ (<http://www.city.kawasaki.jp/>)

ー トップページ左側オレンジ枠内「毎日の暮らしに関する情報」内

ー よく利用される情報のカテゴリー内

ー 「メールニュースかわさき」

【登録の流れ】

①空メールを送ります

②登録メールが返信されます

③URL をクリックしてページを開きます

④利用上の注意を読み、同意ボタンを押します

⑤情報選択ボタンを押し、配信サービスを選択します

(介護保険制度情報のメール配信を受信するには、「介護保険事業者向け情報」を選択する必要があります)

⑥登録完了ボタンを押します

2 受領委任払い事業者登録の変更・廃止について

Q 事業所名・住所等が変更になったが、手続きの方法を教えてください。

A 川崎市ホームページから届出書(第4号様式)をダウンロードし、必要事項を記入の上、川崎市役所介護保険課あてに郵送してください。

川崎市トップページ > 暮らし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者・介護保険 > 介護保険制度 > ダウンロード > 【事業者向け】受領委任払い事業者登録・変更届出等 > 受領委任払い事業者登録の変更・廃止等

Q 住宅改修受領委任払い取扱事業者一覧表に、福祉住環境コーディネーター2級の表示をしてほしい。

A 川崎市ホームページから「福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者等について」をダウンロードし、必要事項を記入の上、資格証のコピーを添付し、川崎市役所介護保険課あてに郵送してください。

川崎市トップページ > 暮らし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者・介護保険 > 介護保険制度 > ダウンロード > 【事業者向け】受領委任払い事業者登録・変更届出等 > 受領委任払い事業者新規登録 > 福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者等について

Q 今後、川崎市の被保険者に住宅改修工事を請け負う予定がない場合、どうすればよいか。

A 川崎市ホームページから届出書（第5号様式）をダウンロードし、必要事項を記入の上、川崎市役所介護保険課あて郵送してください。

川崎市トップページ>暮らし・手続き>福祉・介護>高齢者・介護保険>介護保険制度>ダウンロード>【事業者向け】受領委任払い事業者登録・変更届出等>受領委任払い事業者登録の変更・廃止等

※登録事業者は、住宅改修受領委任払い取扱い事業者一覧表に掲載し、市民向け公表しています。事業を行わなくなった場合は、速やかに届出を行ってください。

5 サービスの質のさらなる向上のために

【福祉住環境コーディネーター検定試験】

福祉住環境コーディネーターとは、高齢者や障害者に対し、できるだけ自立しいきいきと生活できる住環境を提案するアドバイザーです。医療・福祉・建築について体系的に幅広い知識を身に付け、各種の専門家と連携をとりながらクライアントに適切な住宅改修プランを提示します。

住宅改修が必要な理由書を作成するための資格の1つですが、理由書を作成しない場合であっても、高齢者の身体的状況を把握し、それに併せた住宅改修施工を提案するために必要な知識を得ることができ、介護保険住宅改修施工業者として、利用者、担当ケアマネジャーと連携する際に有用であると考えています。

検定内容・受験方法等については下記ホームページをご確認ください。

東京商工会議所ホームページ>検定試験情報

URL <http://www.kentei.org/fukushi/>

【住宅改修が必要な理由書作成の手引き】

住宅改修の施工内容を検討する際に「ケアマネジャーは理由書を作成するにあたって身体状態をどのような視点で把握し、住宅改修導入の可否を決めているのか」、その流れと仕組みを把握することで、より利用者の身体状態にあった工事の素材・工法等の提案ができると考えます。

※事業所に所属する福祉住環境コーディネーター2級等の資格者が理由書を作成する際にも活用ください。

手引きは、川崎市ホームページに掲載しています。

川崎市トップページ>暮らし・手続き>福祉・介護>高齢者・介護保険>介護保険制度>事業者入口>居宅介護支援事業者の方へ>住宅改修が必要な理由書の作成について>「住宅改修が必要な理由書」作成の手引き